

株 主 各 位

第 36 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

6. 会社の体制及び方針 P 1

■連結計算書類

連結注記表 P 7

■計算書類

個別注記表 P 15

株式会社ルネサンス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト (<https://www.s-renaissance.co.jp/ir/disclosure/>) に掲載することによ
り、株主の皆様へ提供しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。

取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。

各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。

重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の十分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。

当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。

当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。

グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。

グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。

監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。

相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。

補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。

補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

⑦ 監査役が補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。

補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に出席する機会を得る。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。

監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。

監査役は、内部統制監査室に必要に応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。

監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

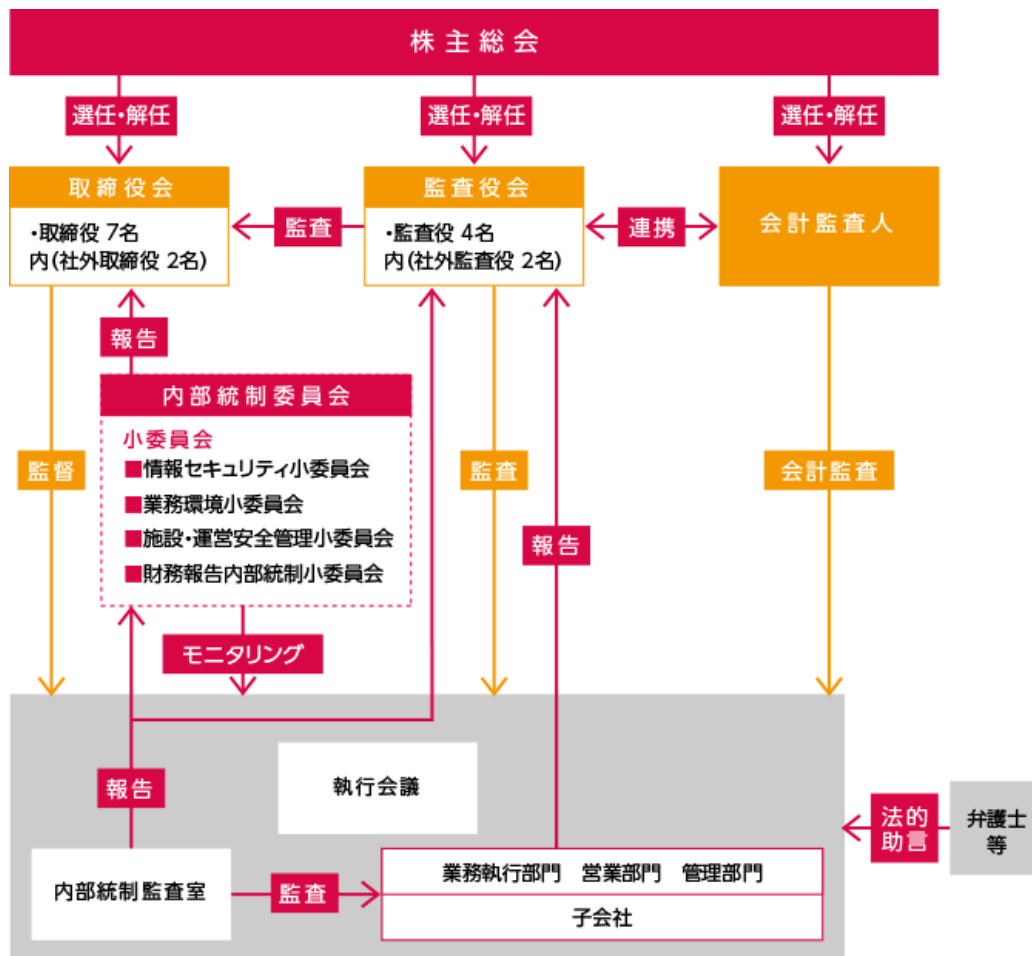
⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

当社グループにおける企業統治の体制、内部統制及びリスク管理体制は以下のとおりです。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の体制により、内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度の運用状況は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するため、また、「グループコンプライアンス行動基準」をより周知させるために、取締役、執行役員及び使用人に対して研修を実施し、その遵守に関する「誓約書」を受領しました。
- (ii) 内部統制委員会を四半期毎に4回開催し、業務執行ラインの統制活動をモニタリングするとともに、その有効性を確認しました。
- (iii) 内部統制監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役、関係役員及び監査役並びに内部統制委員会へ報告しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、株主総会及び取締役会の議事録並びに稟議書等の重要文書について、厳重に管理保存しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会において、各業務執行ラインにおける様々

なりスクの認識、課題の抽出、予防・再発防止策を実施し、その状況を内部統制委員会に報告しました。

- (ii) 相談窓口及び通報窓口を活用して、問題の解決を図るとともに予防活動をより効果的に行っています。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (i) 毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を3回（計15回）開催し、「取締役会付議事項規程」に基づいて、経営に関する重要事項の審議を行いました。
- (ii) 毎月の定例執行会議を12回開催し、業務執行に関わる重要事項を審議いたしました。
- (iii) 社内規程については、必要に応じて、適宜、改定を行い、適切かつ円滑な組織運営に努めました。なお、当事業年度においては、26の規程等について、制定及び改定を実施しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業績については、当社の所管部署が、定期的に当社の取締役会に報告しています。
- (ii) グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会にて決議しています。
- (iii) グループ会社のコンプライアンス体制の構築やリスク管理については随時、グループ会社の役員及びコンプライアンス・リスク管理責任者と当社の所管部署が連携し、適切な対応を行っております。
- (iv) 監査役が2回、内部統制監査室が1回、グループ会社の監査（往査）を実施し、その経営状態、内部統制状況及び各クラブの運営状況等を確認しました。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (i) 監査役の求めに応じて、その補助すべき使用人を配置しています。
- (ii) 監査役の補助使用人に対する指揮命令権及び人事評価権が監査役に帰属すること等を定め、補助使用人の取締役からの独立性に関する体制を確保しています。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査役の補助使用人は、監査に必要な業務を適切に行っています。
- (ii) 監査役が必要と認めた場合、その補助使用人は、重要な会議等に出席しています。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について、監査役が出席する取締役会、その他重要な会議において、また、必要に応じて適宜、監査役又は監査役会に報告しています。
- (ii) 取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は、直ちに監査役又は監査役会へ報告できる体制を整え、実行しています。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いはしておりません。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、償還の手続きその他の費用又は債務の処理は、監査役の求めに応じて、速やかに当該費用又は償還を支弁する体制をとっています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 内部統制監査室は、その活動状況について、定期的にまた、随時、監査役への報告を行っています。
- (ii) 内部統制監査室は、監査役の求めに応じ情報収集に努め、必要に応じ内部監査を実施する体制を整えています。
- (iii) 監査役は、代表取締役と1回、その他の業務執行取締役と3回、また、会計監査人と四半期毎に4回、その他必要に応じて適宜、意見交換を行いました。
- (iv) 監査役は、本社部門とクラブの監査を行い、また内部統制監査室のクラブ往査に同行し、内部統制状況を確認し監査役会に報告しました。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

内部統制委員会の財務報告内部統制小委員会において、財務報告の信頼性と適正性に関するモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告しました。

⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

「グループコンプライアンス行動基準」に関する研修、また、反社会的勢力の排除に関する教育を行い、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりです。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 RENAISSANCE VIETNAM INC. (ベトナム国)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社 1社

RENAISSANCE OLYMPIA CO., LTD (ベトナム国)

上記1社につきましては、利益基準及び剰余金基準からみて連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

原則として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

貯蔵品

個別原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物が2～47年、構築物が2～42年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、20年の定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

施設の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖の決定した施設について将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年

数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を損益処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（5）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（6）その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別損失」の「店舗閉鎖損失」（当連結会計年度2,570千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,520,435 千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,379,000 株	—	—	21,379,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年5月30日 取締役会	普通株式	223,808 千円	15.0 円	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	253,808 千円	15.0 円	2017年9月30日	2017年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月24日 取締役会	普通株式	304,570 千円	18.0 円	2018年3月31日	2018年6月8日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、短期的な運転資金は、主に銀行借入により調達し、長期的な設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。売掛金や敷金及び保証金等の債権については、与信管理規程に従い、経理財務部主管で継続的なモニタリングを行い、取引先の財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	3,207,711	3,207,711	—
(2) 売掛金	1,218,446		
貸倒引当金（※1）	△7,455		
	1,210,991	1,210,991	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10,504	10,504	—
(4) 長期貸付金	751,278	751,278	—
(5) 敷金及び保証金	8,400,058	7,213,502	△1,186,555
(6) 支払手形及び買掛金	(65,591)	(65,591)	—
(7) 短期借入金	(600,000)	(600,000)	—
(8) 長期借入金（※2）	(5,510,000)	(5,499,371)	△10,628
(9) リース債務	(6,864,578)	(7,504,708)	640,130

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは建設協力金であり、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき割引現在価値で評価しております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに (7) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 91,351 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
また、関係会社株式(連結貸借対照表計上額 5,783 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	876円14銭
1株当たり当期純利益	144円64銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	熊本県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	大分県	1
スポーツクラブ設備 及びリハビリ施設	建物及び構築物他	神奈川県	2

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し、それぞれ当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	75,686 千円
工具、器具及び備品	12,395 千円
機械装置	11,507 千円
計	99,589 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して 15 年から 47 年と見積り、その期間に応じた割引率 (0.2%から 2.3%) を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	954,706 千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	11,793 千円
時の経過による調整額	20,133 千円
資産除去債務の履行等による減少額	△49,194 千円
期末残高	937,439 千円

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 … 原則として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）

② 貯蔵品 … 個別原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 … 2～47年

構築物 … 2～42年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） … 5年（社内における利用可能期間）

のれん … 20年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

施設の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖の決定した施設について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を損益処理しております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

6. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「特別損失」の「店舗閉鎖損失」(当事業年度2,570千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,314,102千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	933千円
長期金銭債権	659,060千円

III. 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	221千円
営業取引以外の取引による取引高	8,207千円

2. 関係会社貸倒引当金繰入額	
関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する長期貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。	

IV. 株主資本等変動計算書関係

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	6,458,420株	—	2,000,000株	4,458,420株

(注) 普通株式の自己株式の減少は、2017年6月8日に第三者割当による新株予約権を発行し、当該新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

V. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金	303,890 千円
前受金	4,520 千円
未払事業税	76,816 千円
未払事業所税	51,026 千円
貸倒引当金	2,282 千円
その他	69,084 千円
繰延税金資産合計	507,618 千円
繰延税金資産の純額	507,618 千円
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費限度超過額	37,712 千円
退職給付引当金	180,368 千円
貸倒引当金	32,824 千円
建設協力金	96,674 千円
資産除去債務	275,241 千円
長期未払金	24,174 千円
関係会社株式評価損	134,670 千円
その他	10,452 千円
繰延税金資産小計	792,115 千円
評価性引当額	△166,848 千円
繰延税金資産合計	625,267 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,538 千円
建設協力金	125,424 千円
建物	150,448 千円
その他	1,265 千円
繰延税金負債合計	279,675 千円
繰延税金資産の純額	345,592 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
住民税均等割	2.5%
評価性引当額の増減	△0.6%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%

VI. リース取引関係

貸借対照表に固定資産として計上したリース資産の他、スポーツクラブ設備（建物）の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。当該所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が2008年3月31日以前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	9,280,963	5,367,244	—	3,913,718
合計	9,280,963	5,367,244	—	3,913,718

2. 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	508,692千円
1年超	4,084,870千円
合計	4,593,563千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	881,296千円
減価償却費相当額	495,526千円
支払利息相当額	243,263千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

Ⅶ. 関連当事者情報

1. 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	RENAISSANCE VIETNAM INC.	直接 100	兼任 2名	経営指導 資金の援助 商品の販売 役員の兼任	商品の販売 (注2)	221	—	—
					資金の貸付 (注3) (注4)	642,706	長期貸付金 (注3) (注5)	659,060
					利息の受取 (注3)	8,207	流動資産 その他	933

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
 2. RENAISSANCE VIETNAM INC. に対する商品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 3. RENAISSANCE VIETNAM INC. に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しており、長期貸付金における返済条件は期間5年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
 4. 取引金額は、期中平均残高を記載しております。
 5. RENAISSANCE VIETNAM INC. への貸付金に対し、当事業年度において63,527千円の貸倒引当金繰入額を計上しており、期末の貸倒引当金残高は107,268千円であります。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	DICライフテック(株)	—	—	商品の仕入	商品の仕入	297	買掛金	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。
 なお、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. DICライフテック(株)との取引は、一般取引条件と同様に決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	878円80銭
1株当たり当期純利益	146円07銭

IX. 重要な後発事象

該当事項はありません。

X. その他の注記

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに非積立型の確定給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	568,388 千円
勤務費用	60,259 千円
利息費用	5,115 千円
数理計算上の差異の発生額	1,046 千円
退職給付の支払額	△26,244 千円
退職給付債務の期末残高	608,566 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立制度の退職給付債務	608,566 千円
未積立退職給付債務	608,566 千円
未認識数理計算上の差異	△29,833 千円
未認識過去勤務費用	10,707 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	589,440 千円
退職給付引当金	589,440 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	589,440 千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	60,259 千円
利息費用	5,115 千円
数理計算上の差異の費用処理額	8,524 千円
過去勤務費用の費用処理額	△7,138 千円
その他	1,735 千円
確定給付制度に係る退職給付費用	68,496 千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.9%
--------------------------------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、147,505 千円であります。

4. 前払退職金制度

当社の前払退職金制度への支払額は、26,467 千円であります。